

令和7年11月28日

開桜小学校保護者 各位

大田区教育委員会
大田区立開桜小学校

児童生徒用タブレット端末の更改について（依頼）

大田区立全小学校に導入している児童生徒用タブレット端末のリース満了に伴い、端末の一斉更改を実施します。つきましては、お子様に貸与しておりました児童生徒用タブレット端末等を回収し、新たな端末等を貸与いたします。

保護者の皆様におかれましては、御理解と御協力を願いいたします。

記

1 児童生徒用タブレット端末等の回収について

（1）回収物品

- ・児童生徒用タブレット端末（Lenovo 社製 Chromebook）
- ・電源アダプタ



・キャリングバック、タッチペンは返却不要です。
不要な場合は、ご家庭で処分いただくようお願いいたします。

（2）回収期限

12月5日（金）までに、学校へ返却いただきますようお願いいたします。

返却が間に合わない場合は、学校へ御連絡ください。

（3）その他

・回収物品はすべて、大田区でリース契約している物品となります。回収機器に不足がある場合、別紙1「大田区学習者用タブレット等貸与要綱」に基づき、弁償等の対応をお願いする場合があります。返却時に不足物品がないか必ずお子様と一緒に御確認をお願いいたします。弁償が必要となる場合は、別途学校より手続き等のご連絡いたしますので、ご了承ください。

なお弁償価格は以下のとおりです。

物品	価格（税込み）
児童生徒用タブレット端末	52,800円
電源アダプタ	5,500円

2 新たな端末等の貸与について

(1) 貸与物品

- ・児童生徒用タブレット端末 (ASUS 社製 Chromebook) ※キーボードが取り外せるデタッチャブル型
- ・大田区オリジナル手帳型ケース
- ・電源アダプタ
- ・端末純正タッチペン
- ・手帳型ケースストラップ



本体・手帳型ケース



電源アダプタ



タッチペン



ケースストラップ

(2) 貸与開始時期

令和8年1月13日(火)より貸与開始予定です。

貸与期間は、大田区立開桜小学校に在籍する期間です。卒業する際、貸与物品はすべてご返却いただきますので、大切に取り扱うようお願ひいたします（学校ごとの管理となるため、区内転校であっても、転校の場合はご返却いただきます）。

(3) 弁償金額の変更について

貸与物品はすべて、大田区でリース契約している物品となります。故意による破損や紛失が発生した場合には、別紙1「大田区学習者用タブレット等貸与要綱」に基づき、弁償等の対応をお願いする場合があります。お子様には大切に扱っていただくようお伝えください。

なお、弁償価格については、以下のとおり変更となりますのでご承知おきください。

物品	価格（税込み）
児童生徒用タブレット端末 本体	48,900
児童生徒用タブレット端末 キーボードのみ	14,300
大田区オリジナル手帳型ケース	5,500
電源アダプタ	5,500
端末純正タッチペン	6,600
手帳型ケースストラップ	800

【問合せ先】

大田区立開桜小学校

電話：03-3762-6538